

福祉制度の限界

札幌市に在住の鬼塚さんが、市の介護給付審査基準は違法だとして24時間の介護を市に求めた訴訟で、札幌地方裁判所は去る7月24日、鬼塚さんの訴えを退ける判決をいわたしました（7月24日付朝日新聞など）。

こうした福祉を巡る問題は、大変重要であるにも関わらず、同時に、それぞれの寄って立つ位置により判断が大きく分かれる事になりがちです。

今回の裁判は、アパートで1人暮らしをしている鬼塚さんが、生活全般で24時間の介護が必要として、2009年に提訴していたものです。

これに対して札幌市は、重度訪問介護サービスのうち24時間介護は進行性筋萎縮症で常に人工呼吸器を使用している人などに限られており、鬼塚さんの場合は市の基準に該当しておらず、月330時間（1日11時間）の介護と短期入所との組み合わせで、生命、身体の安全は保てるとしていました。

これに対して鬼塚さん側の主張は、24時間介護が受けられなければ、長年の夢だった地域での自立した生活を諦めざるを得ないというものでした。

確かに、重度の障がい者が地域で自立するためには十分な介護が必要であることはいう迄もありませんが、一口に重度とはいっても、24時間の医療的ケアが必要かどうか等、障がいの程度によって個人差があり、それぞれに対応を考えて行く必要があると思います。

また、札幌市は、24時間介護をすれば市の年間負担は約1690万円以上になり、財政が厳しくなっていることから基準は妥当としていました。

私は現在、障がい者施設を運営していますが、施設入所から地域移行へという大きな時代の流れの中で、既存の施設の運営のみならず、グループホームやケアホームを開設する等して、障がい者の自立支援にも努力しているところです。そして、そうした活動を通じて、障がい者の方々の自立に向けた希望が大変強い事を実感していますので、札幌市が主張するような財政上の議論については、障がい者の立場からすると容易に認め難いところだろうと思っています。

ただ、私もかつて行政におりましたので、札幌市が財政問題を抜きに政策議論が出来ないという立場も理解できますし、市の予算に限りがある以上、24

時間の介護事業を更に充実させようとするれば、国から新たな財源措置でもない限り、既存の福祉予算の中で調整するか、市全体の予算の中で調整するしかないというのが現実です。

今回の判決では「地域社会の生活をしたいという原告の希望はできるだけ尊重される必要がある」と鬼塚さんの主張に配慮していますが、同時に「財政的な裏付けが必要で、福祉制度には限界がある。330時間の支給でも、例えば月曜日から金曜日の日中は介護を利用し、他は短期入所することで一応自立した社会生活を営むことは可能」という判断を示しています（7月24日付朝日新聞）。

このように、障がい者の方々の自立を支援していくためには、多くのマンパワーと共に多額の財源を必要とする以上、税と社会保障の一体改革でも常に議論となっているように、医療や福祉など社会保障の水準と国民負担をどう考えるかという問題とを切り離しては議論できません。

今後とも、行政や障がい者福祉に係わっている方々には、障がい者の方々のご意見を伺いながら、自立支援はどうあるべきか、現行制度の中で工夫改善する余地があるのか、また、新たな仕組みを整備する必要があるのか等について、幅広い議論を行い、国民のコンセンサスを得られる努力をすべきだと思います。

（塾頭 吉田 洋一）